

## 第1章 荒川区読書活動推進プラン策定の趣旨

第1章

# 荒川区読書活動推進プラン策定の趣旨

## 第1節 荒川区読書活動推進プランの概要

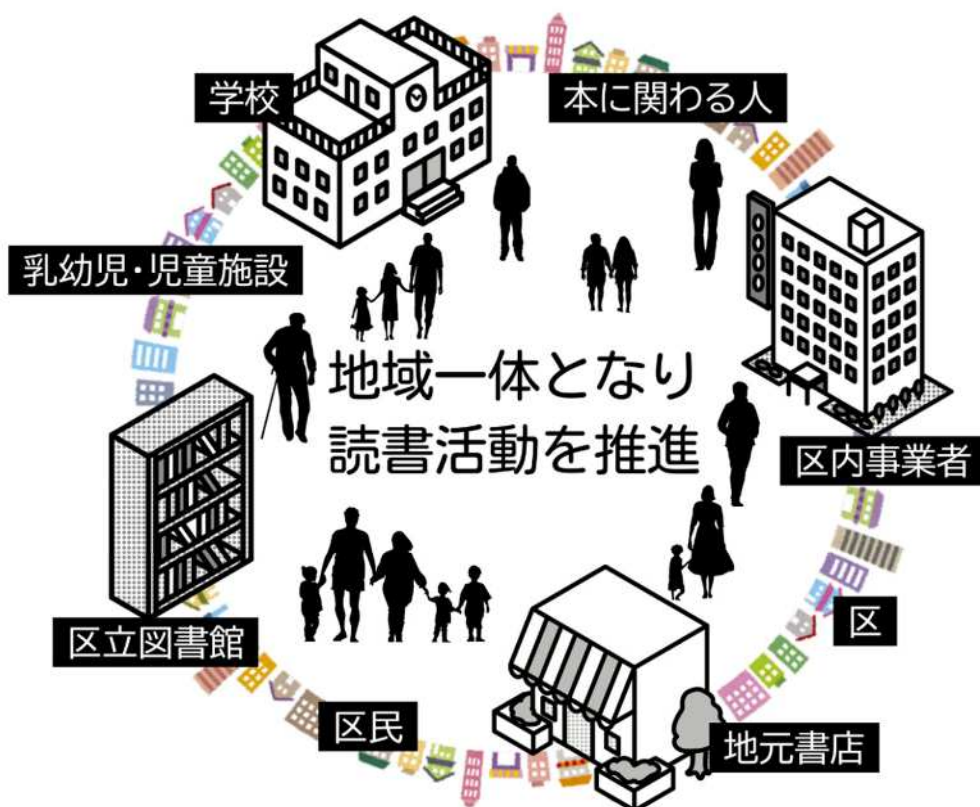
- ◆ 荒川区読書活動推進プランは「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」に基づいています。
- ◆ 「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」が掲げる理念を実現するために必要な読書活動推進のためのアクションプログラムです。
- ◆ 子ども読書活動推進計画（3ページを参照）を内包し、子どもから大人まで、あらゆる人を対象にしています。

※ 「荒川区読書活動推進プラン」は、以下「本プラン」といいます。

※ 「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」は、以下「読書のまち条例」といいます。

### 1 本プランの目的

本プランは、これまで学校図書館および区立図書館が中心となり推し進めてきた読書活動を、読書のまち条例に基づき、区民・区内事業者・区等、地域が一体となって行うことで、これまで以上に本に親しみ、分かち合い、豊かな心を育むまちづくりの実現を、区全体で目指すための具体的な行動を体系的にまとめたプランです。



なお、本プランにおいて、子ども（0歳から18歳まで）のみを対象とした部分については「荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）」に位置づけ、子どもたちが将来的に地域の読書活動の主体となり、豊かな心を育むまちの実現を図ることを目標としました。

子ども読書活動推進計画にかかる内容は、これまでと同様に、区における成果と課題、国が定める第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」および東京都の「第四次東京都子供読書活動推進計画」を踏まえ作成しています。区立図書館と学校との連携、乳幼児のいる家庭への啓発や支援等を盛り込み、推進の具体的な内容を示しています。

#### **荒川区子ども読書活動推進計画**

平成18（2006）年4月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「荒川区子ども読書活動推進計画（第一次）」を策定後、国および都の方針を踏まえ、成果と課題の点検および評価を行い、5年ごとに策定してきました。

令和3（2021）年4月には「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」を策定し、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間における、子どもの読書環境の充実を図るための取組を示し、区立図書館のみならず、学校や児童施設等と連携を図りながら取り組んできました。また、4か月児健診に合わせて本をプレゼントする「ブックスタート」事業の開始に当たっては、乳幼児期から本が身近にある環境を支援するため、地域の方にボランティアとして関わっていただくなど、地域が一体となった読書のまちづくりを推進してきました。

#### **荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）基本目標**

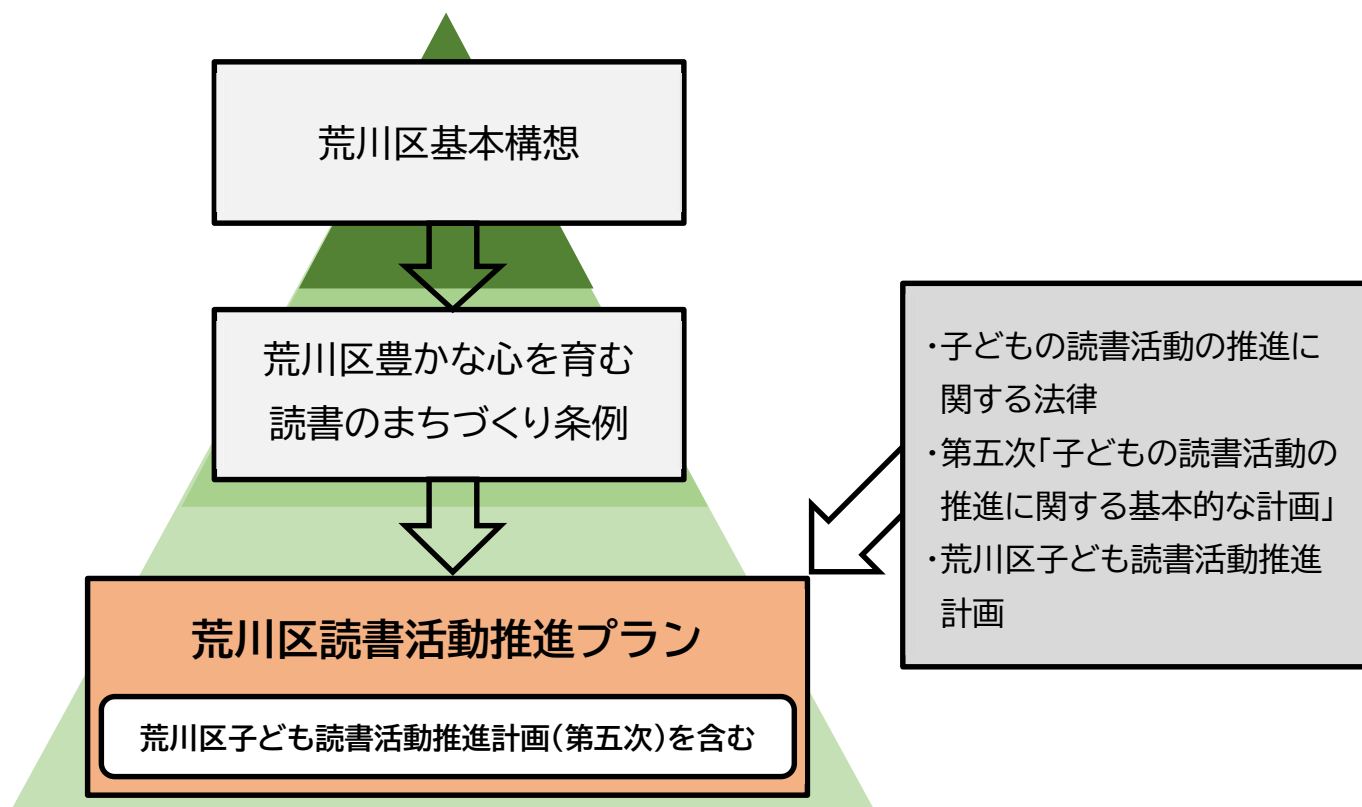
本プランに内包する「荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）」については、子どもの自主的な読書活動を推進することで生きる力を育むことを目指し「地域一体となって読書活動を推進し、生涯にわたる読書習慣を形成する」を目標としました。

#### **子ども読書活動推進計画を本プランに内包することによる効果**

- 読書に困難のある人等を含むすべての人を対象として、世代を問わず生涯にわたる長期的な視点からの読書活動を推進する。
- 地域ぐるみによる、全世代を対象とした取組の一環として、学校と地域の連携・協働に関する取組を掲げ、学校を核とした地域力の強化につなげる。
- 全世代を対象とした取組を一体的に推進することで、相乗効果を創出し、区独自の特色ある内容とすることが可能となる。

## 2 本プランの位置づけ

本プランは、区の基本構想との整合を図りながら、読書のまち条例の理念の具現化を図るものです。また「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、策定が努力義務となっている「子ども読書活動推進計画」については、本プランに内包します。



## 3 本プランの期間・対象・策定体制等

### (1) 期間

期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

### (2) 対象

読書のまち条例第2条に挙げている、あらゆる世代の区民等（区内に住所がある人だけでなく、区内の事務所や事業所に勤務する人、幼稚園、保育所、学校等に在籍する人）を対象とします。

### (3) 策定体制等

本プランの策定に当たっては、学識経験者や地元書店、区関係部署職員で構成する「荒川区読書活動推進プラン検討委員会」を設置して検討しました。